

54 代償金の支払を分割払にし、その支払確保のために抵当権や連帯保証の取決めをする場合

ケース

被相続人Aは、自宅の土地建物に長女Bと同居して暮らしていた。Aの唯一の遺産が自宅であったため、共同相続人であるB及び長男Cが遺産分割の協議をした結果、Bが自宅を取得し、Cに対して代償金を支払うことになった。ただ、Bがすぐに現金を用意できないため、Cに対する代償金の支払を分割払にすることとし、その支払を確実にするため、Bが自宅に抵当権を設定するとともに、Bの夫Xが連帯保証契約を締結することとなった。

キーワード：代償分割、債務負担による遺産分割、抵当権、連帯保証

分割協議での問題点	協議書作成上のポイント
代償金の支払を分割払とすることができるか	1 相続人間で分割払の合意をする
支払確保のためにどのような取決めをすればよいか	2 支払条件、人的・物的担保の確保を検討する

文 例

遺産分割協議書

被相続人A（平成〇年〇月〇日死亡、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地）の遺産につき、共同相続人B及びCは、遺産分割協議の結果、被相続人の遺産を次のとおり分割した。

1 次の不動産はBが取得する。

(1) 土地

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目
地 番 〇番〇
地 目 宅地
地 積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

(2) 建物

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
家屋番号 〇番〇
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル
2階 〇〇. 〇〇平方メートル

2 Bは、Cに対し、前項の遺産取得の代償として金〇万円の債務を負担することとし、これを次のとおり分割して支払う。

(1) 平成〇年〇月から平成〇年〇月まで 〇回
毎月末日限り金〇万円宛

- (2) 平成○年○月末日限り 金○万円
- 3 Bが前項の支払を怠り、その額が○万円に達したときは、当然に期限の利益を喪失し、Bは、Cに対し、前項の代償金から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年○パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う。
- 4 Bは、第2項の支払を担保するため、第1項(1)の土地及び(2)の建物に、Cを債権者とし、債権額を○万円とする第一順位の抵当権を設定し、その旨の登記手続をする。ただし、登記手続費用はBの負担とする。
- 5 前項本文の登記手続は、Bが第1項(1)の土地及び(2)の建物の相続登記を行う際に同時に行うこととする。
- 6 BのCに対する第2項の支払を担保するため、XはCに対し、Bの債務を連帯保証する。

本遺産分割協議の成立を証するため本協議書3通を作成し、各自1通を保有する。

平成○年○月○日

住 所	○○県○○市○○町○丁目○番○号
	相続人B (印)
住 所	○○県○○市○○町○丁目○番○号
	相続人C (印)
住 所	○○県○○市○○町○丁目○番○号
	連帯保証人X (印)

解説

1 相続人間で分割払の合意をする

遺産分割審判において代償分割を採用する際、分割払を命じることができるかについては、現物で分割を受ける相続人は直ちに利益を享受するのだから、その均衡上、代償金の支払を受ける相続人にも同様の利益が与えられるように配慮しなければならないとして、一括払の原則を主張する考え方もありますが（福岡高決昭40・5・6判タ190・218）、家庭裁判所が最も適切な遺産分割の方法と判断した場合には代償金の分割払も認められるとの考え方が多数説・実務といえます（東京高決昭54・3・29家月31・9・21など）。

遺産分割協議の中で、合意して行う場合には、当然、分割払の方法を取ることも考えられます。

2 支払条件、人的・物的担保の確保を検討する

分割払である以上、利息を付することは可能ですが、もともと代償金の金額算定に厳密な基準はないので、分割払の期間も考慮して、利息分も含めた代償金額を協議し、その金額について分割払の約定を定める場合が多いと思われます。ただ、その場合にも遅延損害金の定めは付けた方がよいでしょう。

また、履行を確保するため、代償金支払債務を負う相続人が不動産を相続した場合には当該不動産に抵当権を設定し、また、その代償金支払債務について連帯保証人を立てることが検討されるべきでしょう。遺産分割審判においても、代償金の支払確保のため、抵当権設定を認めた例があります（東京家審昭50・3・10家月28・3・60）。

連帯保証人を立てる場合には、保証意思を明確にするため、遺産分割協議書に連帯保証についての条項を加え、連帯保証人も協議書に署

名して実印を押印させ、印鑑証明書の添付を求めるべきでしょう。

参考判例

○東京家審昭50・3・10家月28・3・60

総額3億9,000万円余の価額の土地建物の遺産分割に当たり、1億2,000万円余の価額の土地を相続人の1人に取得させ、同人に、ほかの共同相続人に対し、合計2,500万円余の分割調整金の支払とその担保のため前記取得する土地の一部につき第一順位から第六順位までの抵当権設定及びその登記手続を命じた事例

○東京高決昭54・3・29家月31・9・21

相続人の1人が相続開始とともに大学を中退して家業に専念し、遺産の維持管理に努め、その収益をもって一家の生計を支えてきた事案につき、前記遺産が分割時において高額な評価を得るに至ったことについては前記相続人の有形無形の貢献によるところが大きいとして、この貢献度を金銭に見積もり、あらかじめ遺産から控除するのが相当であるとした事例

[角田伸一]

第7 数次相続

57 第一次相続の遺産分割未了の間に第二次相続が開始し、2つの遺産分割を同時に行う場合

ケース

被相続人Aは、妻Bと結婚し、その間に長男C及び二男Dが生まれた。Aは、甲土地（時価3億円）及び預金4億円を残して死亡したが、遺産分割が未了のうちにBが死亡した。Bの唯一の財産は、乙土地（時価5,000万円）であったが、Bは、遺言公正証書により、これをDに相続させる旨の遺言をしていた。そこで、C及びDは、まずAに係る遺産分割について、Bが甲土地及び預金のうち5,000万円を相続し、C及びDが預金を1億7,500万円ずつ取得することにした。次に、Bに係る遺産分割について、Dが受けた遺贈が特別受益に当たるとして5,000万円を持ち戻し、4億円相当のみなし相続財産があったとした上で、Cは甲土地の持分3分の2を取得し、Dが甲土地の持分3分の1及び預金5,000万円を取得することにした。

キーワード：再転相続、数次相続、相次相続、特別受益、持戻し

分割協議での問題点	協議書作成上のポイント
どのようにして数次相続の遺産分割協議書を作成すればよいか	1 複数の遺産分割を1通の遺産分割協議書にまとめる際の注意点を確認する

BはAの相続により具体的な財産権を取得するか	2 遺産共有の法的性格を確認する
A、Bの遺産分割について、どのような登記手続をするべきか	3 数次相続における登記手続を確認する
父母の相次相続で税務上留意すべき点があるか	4 配偶者の税額軽減の適用を確認する

文例

遺産分割協議書

第1 被相続人A（平成○年○月○日死亡、本籍地○○県○○市○○町○丁目○番地）の遺産につき、Aの相続人兼Bの相続人C及びDは、遺産分割協議の結果、Aの遺産を次のとおり分割する。

- 1 C及びDは、別紙遺産目録記載の物件がAの遺産であることを確認する。
- 2 Bは、同目録○記載の土地（以下「甲土地」という。）及び同目録○記載の預金5,000万円を取得する。
- 3 Cは、同目録○記載の預金1億7,500万円を取得する。
- 4 Dは、同目録○記載の預金1億7,500万円を取得する。

第2 被相続人B（平成○年○月○日死亡、本籍地○○県○○市○○町○丁目○番地）の相続人C及びDは、遺産分割協議の結

果、前記第1、2によるBの取得分を次のとおり分割する。

1 C及びDは、甲土地を次のとおりの共有持分割合で取得する。

(1) Cの持分 3分の2

(2) Dの持分 3分の1

2 Dは、同目録○記載の預金5,000万円を取得する。

本遺産分割協議の成立を証するため、本協議書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成○年○月○日

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

氏 名 C ⑩

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

氏 名 D ⑩

別 紙 遺産目録〔省略〕

解 説

1 複数の遺産分割を1通の遺産分割協議書にまとめる際の注意点を確認する

ある者（第一次被相続人A）が死亡して相続が開始し、その者の遺産分割未了の間に、Aの相続人の1人（第二次被相続人B）が死亡して相続が開始した場合を、「再転相続」又は「数次相続」（相次相続）といいます。

数次相続において遺産分割協議を行う場合には、第一次相続の相続

人全員（ただし、死亡した第二次被相続人を除きます。）及び第二次相続の相続人全員が分割協議に参加しなければなりません。

また、配偶者の相続税額軽減（相税19の2）の適用を受けるためには、後記4のとおり、遺産分割協議書の条項を作成するときに注意が必要です。

2 遺産共有の法的性格を確認する

数次相続の場合、第一次被相続人（A）の相続において第二次被相続人（B）が取得するものの内容について、判例は、「Bは、Aの相続の開始と同時に、Aの遺産について相続分に応じた共有持分権を取得しており、これはBの遺産を構成するものである」としており、遺産説を採用しています（最決平17・10・11判時1914・80）。

したがって、第一次被相続人（A）の相続における第二次被相続人（B）の取得分を各再転相続人（C及びD）に分属させるためには、第一次相続についての遺産分割の手続が必要です。また、再転相続人（C及びD）が第二次被相続人（B）から特別受益を受けているときは、遺産分割時に民法903条による相続分の修正が必要です（青野洋士「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説 民事篇 平成17年度(下)』681頁（法曹会、2008））。

3 数次相続における登記手続を確認する

登記は、現実の物件変動の過程をそのまま表すのが原則です。この原則に基づけば、数次相続の場合には、第一次相続の被相続人A→相続人Bの登記、第二次相続の被相続人B→相続人C及びDの登記と、順次、所有権移転登記手続を行うこととなります。ただし、数次相続の場合には、単独相続（遺産分割、相続放棄又はほかの相続人に相続分のないことによる単独相続を含みます。）が中間において数次に行われた場合に限り、1個の申請書で相続登記を申請することができます（昭30・12・16民事甲第2670号民事局長通達）。

本ケースの甲土地については、中間のBが遺産分割により単独相続していますので、1個の申請書によりAからC及びD各人に直接相続登記をすることができます。

4 配偶者の税額軽減の適用を確認する

第一次相続の遺産分割がなされる前に、被相続人の配偶者が死亡した場合であっても、第一次相続の配偶者以外の相続人全員及び死亡した配偶者の相続人（第二次相続における相続人）全員が遺産分割を行い、その分割により配偶者の取得した財産として確定させたものがあるときは、配偶者の税額軽減の適用があります（相基通19の2-5）。

したがって、配偶者の税額軽減の適用を受けるためには、遺産分割協議において、まず、第一次相続で配偶者に財産を取得させるとの分割を行い、次いで、第二次相続でその取得財産を分割することが必要です。遺産分割協議書の条項を作成する際には、前記のような2段階の遺産分割をしたことを明確にしなければなりません。

参考判例

○最決平17・10・11判時1914・80

AとBの各相続の経緯は、Aの遺産の分割が未了の間にAの相続人でもあるBが死亡してその相続が開始したものであり、Bは、Aの相続開始と同時に、Aの遺産について相続分に応じた共有持分権を取得しており、これはBの遺産を構成するものであるから、これをBの共同相続人に分属させるためには、遺産分割手続を経る必要があり、共同相続人の中にBから特別受益に当たる贈与を受けた者があるときは、その持戻しをして各共同相続人の具体的相続分を算定しなければならない。

[松井菜採]